

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月8日 01時00分ごろ
発生場所	鹿児島県龍郷町武運埼付近 梵論瀬埼灯台から真方位045° 1.5海里付近 (概位 北緯28° 27.8′ 東経129° 32.6′)
事故の概要	漁船前島丸は、錨泊した後、漂流して浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年5月11日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 前島丸、1.4トン
船舶番号、船舶所有者等	KG3-36709（漁船登録番号）、個人所有 第295-36972号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口、プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風速 約1.3m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、波向 南南西、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、素潜り漁の目的で、奄美市名瀬港長浜地区を出港し、武運埼西南西方沖の漁場付近において、船首からアンカーを投入して錨効きを確認の上、錨泊を開始し、乗組員1人を船内に残して船長及び乗組員2人が海に入って操業を行った。</p> <p>船長は、操業中、本船が錨泊していた場所から漂流して浅所に乗り揚げていることを認め、アンカーロープを引き上げたところ、アンカーロープと‘アンカーに取付けられたチェーン’（以下「チェーン」という。）とを結合するねじ込み式であるシャックルのピンが外れて、アンカーとチェーンが海底に残されていたのを認めた。</p>
分析	<p>本船は、錨泊中、アンカーロープとチェーンとを結合するねじ込み式であるシャックルのピンが外れたことから、本船とチェーンで繋がれていたアンカーが脱落し、漂流して浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>シャックルのピンは、波等による繰り返しの衝撃でねじの緩みが発生して外れ、アンカーロープとチェーンとを結合するシャックルが外れたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、錨泊中、アンカーロープとチェーンとを結合するねじ込み式であるシャックルのピンが外れたため、本船とチェーンで繋がれていたアンカーが脱落し、漂流して浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・アンカーとチェーン、チェーンとアンカーロープを結合するシャックルは、波等による繰り返しの衝撃でねじ込み式であるシャックルのピンが緩んで外れることがあるので、ピンのねじの緩みがないことを確認すること。・ねじ込み式であるシャックルのピンは、ワイヤー等で緩み止めを行うことが望ましい。・アンカーとチェーン、チェーンとアンカーロープをシャックルで結合する部分は、万が一シャックルが外れた場合に備え、バックアップとしてワイヤー等で別に結合しておくことが望ましい。
--------------	---